

令和7年度

3月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和8年3月18日

## 1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第39号」から「議題第42号」、「報告第2号」、「その他①」については、後日公開されること、個人情報が含まれること等により、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

## 2 前回の会議録の承認

教育長から、令和7年度2月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

## 3 議 事

### ◎ 臨時代理報告第7号 県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について

#### 教育政策課長・教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

#### 教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

#### 木村委員

この事故があった際に、教員の方もいらっしゃったとのことですが、その接触があった時、またその後の対応に関して、すぐに病院に行く等の指示をされたのかを教えてください。

#### 教職員課長

本件は、授業開始直後に起こったことです。したがって、担任は黒板の前において、当時支援員であった原告は子供側に寄り添って一緒にいた状況でございました。棒を持って叩いたかどうかについては争っているところでありますので、現時点では接触したという言葉を使わせていただいております。接触後、原告は痛さを訴えており、当時、皮下出血が認められたという状況は聞いておりますが、その時に何らかの応急手当を行ったかどうかについては知り得ていない状況でございます。

#### 木村委員

児童の特性を踏まえた上で対応されていると思いますので、予測可能とすることは非常に難しいのではないかと考えます。学校では、様々な器具等を活用すると思いますので、今後このようなこと

が起らないように、児童生徒が加害者にも被害者にもならないようにしていただきたいと願います。

#### **教職員課長**

個別の指導計画等を作成しており、共通理解をした上で教育が行われております。また、本件の棒については、突っ張り棒であり、児童の特性に合わせて周りの情報を遮断するためにカーテンを設置していたものでした。先生方は、一人一人の特性に応じて道具を使用しておりますので、安全管理を含めて更に被害が生まれないように対応していきます。

#### **森山委員**

この裁判において、1,180万円の賠償金を支払う旨の判決が出されたという内容であります。裁判所はどの事実を認めてこの損害賠償金の判決を出したのか、もしわかるところがあれば教えていただければと思います。

#### **教職員課長**

まず、児童が自閉症及び ADHD であったことをもってという部分で、これも「一般に」としておりますが、棒を持たせたこと自体、他者に危害を及ぼす可能性があったことを予測することができたとしております。また、予測できた以上、棒を自由に持たせないようにする、または振り回したりしないように注意する義務があったとされております。後遺症につきましては、外リンパ瘻と申しまして、内耳に穴が開いてリンパ液が漏れることにより、眩暈や難聴、耳鳴りが出るという症状があったとして、結論が出たものと認識しております。

#### **教育長**

それでは、この件については、これで終わります。

### **◎ 議題第第36号 公益信託制度の改正に伴う関係規則の改廃について**

#### **教育政策課長**

(資料に沿って説明)  
説明は以上です。

#### **教育長**

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

## 教育長

それでは、この件については、案のとおり決定いたします。

- ◎ 議題第第37号 宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

## 高校教育課長

(資料に沿って説明)

教育長より、議題第37号及び議題38号については、関連する内容であることから、先に説明を行うことの提案がなされた。

- ◎ 議題第第38号 「宮崎県の県立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について

## 教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

## 教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

## 木村委員

資料では、学校運営に関する基本的な方針の承認に関し、教育委員会が必要と認める事項に関することとありますが、この部分については教育委員会から校長と変更するのでしょうか。

## 高校教育課長

資料は平成31年に作成したものであり、現行の規則については校長に変更しております。

## 松山竜也委員

学校運営協議会において業務量管理や健康確保措置について承認を得る仕組みになるということは、教職員の働き方というテーマが学校運営協議会のメンバーである地域住民の方々にとって必ずしも身近で分かりやすいものではないことから、現状の認識を共有すること自体に難しさがあるのではないかなと感じています。つまり、学校運営協議会のメンバーである地域の人々が、教員の働き方に関わるというような構図になるのかなとは思いますが、また、このことに関して承認事項とするということで、形式的な手続きに留ま

る懸念もあるかなと思います。実質的な理解や協力につながる議論とするために、おそらくそれぞれの学校でのことだとは思いますが、どのような資料の提示や説明の工夫、また議論の進め方を想定されているのか、イメージを教えてくださいませんか。

### **高校教育課長**

学校運営協議会の積極的な活用ということで、令和7年度に全県立学校に導入した学校運営協議会において、まずは好事例等を持ち寄り情報共有する研修会を行うなど、理解促進を図ることが挙げられます。コミュニティ・スクール制度も全校導入しておりますので、例えば4月当初に担当者が集まって、好事例を持ち寄って共有する会を設ける方法がございます。また、各学校においては学校運営が円滑に機能するよう、学校運営協議会の機能を活用し、保護者・地域による学校支援の推進を図るとあります。まずは現状を認識していただくと同時に、学校運営協議会の委員の方に、例えば地域がこういうことをお手伝いできる、こういうことはできますよといったところも含めて、学校運営協議会に支援をお願いする形で働き方改革につなげるというイメージで想定をしているところです。

### **松山竜也委員**

教職員の働き方改革は教育の質に直結する重要なことだと思いますので、実効性のある取組を推進していただきたいです。

### **柳委員**

学校と教師の業務に関する三分類が示されたことを受けて、先日出会した学校運営協議会では、市町村教育委員会が法的なことを説明して、運営委員の方々に御理解と御協力をお願いする場面が見られました。今後、学校運営協議会においては、教育委員会からの説明があるのかどうかについて教えてくださいませんか。

### **教職員課長**

今回の法改正を受けて、教育委員会としましては、現状の見える化にしっかり取り組む必要があると考えております。また、地域や保護者への周知・広報は、一番大事な部分だと捉えております。その周知・広報の在り方については、国がモデルを示しており、先日市町村の担当者会を開きまして、説明の必要性を伝達したところであります。県立学校につきましては、私たち県教育委員会が学校に説明する必要がございます。教育委員会は、個々の学校への伴走支援、つまり各学校が見える化した現状を把握し、その状況に対して

どのような方策を立てるか等の支援が必要と考えております。例えば、部活動の地域展開や課外をどうするか、委員がおっしゃられた三分類に沿って先生方の業務改善をどのように図るかなどについて、学校運営協議会で話題にさせていただきたいと考えております。

### **柳委員**

学校運営協議会は、実際は学校運営協議会自体がその役割を自覚して、自分たちがどのようなことができるかを考えていく必要があります。委員の方々は様々な立場にありますので、その上で協議することは学校運営協議会の良さであり、委員の主体性も出てくると思います。学校運営協議会自体が、そのような流れで進んでいくことを願います。

### **木村委員**

業務の三分類を見ますと、20項目の業務の見直しというのが挙げられおり、目標数値が具体的に記載されていますので、とても分かりやすいものと思いました。一方で、優先順位を考えると早急に取り組むべき項目もあると思しますので、そのような項目に関しては、施策等で取組の効果を上げていただきたいと思います。また、目標数値を年度ごとではなく、半年後や定期的な進捗の把握などの数値の管理等もぜひ行っていただきたいと思いました。

質問ですが、教師の業務負担軽減を促進すべき業務の中にあります会議という文言については、「教員一人当たりの授業・会議など時間数の適正化」と「年間当たりの会議時間の縮小」とあります。この会議というのは同じものなのか、またもし同じものであればなぜ二つの項目に分けて記載されているのか教えてください。

### **教職員課長**

優先順位については、貴重なご意見として承っておきたいと思えます。また、各学校の実態によって優先事項等を決めていくことになるかと思しますので、県教育委員会としてもしっかり支援できるようにしていきたいと考えております。また、数値目標の今後の調査の在り方、特に時間管理については、各学校の先生方の業務時間がどのようになっているのかを含め、その方法等について検討していきたいと考えております。委員の御質問に関して、まず授業は国が定める標準時数というものがござります。それを超えて授業を実施している状況があるかないかも含めた実施時数の見直しが必要です。年間当たりの会議時数の縮小につきましては、コロナ禍で各学校は職員会議等を減らしてきている現状はありますが、それを再

度見直していくものでございます。今回二つの項目で会議を記載したことについては、確認した上で回答させていただきます。

### 柳委員

すべての教職員がやりがいと充実感をもって働ける学校づくりを推進していくという記載があります。学校は、いろいろな役職の職員がいる中で、学校に関わるみんなが安心して働くことができる職場として、管理職には環境づくりに取り組んでいただきたいと考えます。勤務時間等が削減されれば、相談したくてもできない雰囲気も生まれることが想定されますので、ぜひ安心感をもって働くことができる職場を大切にすることを伝えていただきたいと思えます。

### 教職員課長

給特法の改定には、働き甲斐という言葉が出ております。委員が御指摘されたことは、まさにこのことに当てはまることだと考えますので、今後どのような施策を取るべきか、どのようなことを学校に伝えるべきかを十分に考えていきたいと思えます。

先程の会議に関する質問ですが、「教員一人当たりの授業・会議など時間数の適正化」を図る上で会議の精選が必要であることから、会議のみを新たに項目立てて具体化したところであります。学校では会議が精選されているとは言え、事案等発生によって増加傾向にある会議もあることから、どのように会議を位置付けていくか、精選していくかを検討していくことが必要と考えます。

### 教育長

まず、議案第37号による規則の一部改正についてですが、協議会に諮る事項といたしまして、学校の教育計画に関する事、教育課程の編成に関する事は学校の業務であります。これらに加えて、今回業務量管理・健康確保措置を入れたのは、学校の教育計画に関する事及び教育課程の編成に関する事に先生方が専念できるようにするためのものです。業務量管理・健康確保に関しましては、校長のマネジメントが重要になってきますので、その旨文言を入れているところです。併せて、県立学校の場合ですが、時間外の一歩の要因は、課外、そして部活動です。これらの時間のある程度削減しなければ、目標は到達できません。課外、部活動の在り方については、しっかり考えていく必要があります、その根幹となる部分をしっかり保護者の方、地域の方にも御理解いただいた上で、学校運営協議会の中で話し合っていたいただきたいということが、県教育委

員会の一番大きな論点です。いわゆる上限45時間以内で部活動、課外の在り方をしっかり考えていかないと、達成できる数値ではないものですので、今後力を入れていく必要があるものと捉えております。

**教育長**

それでは、この件については、案のとおり決定いたします。

**◎ 次回会議の日程等について**

**教育長**

それでは、次回定例会は、4月16日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。  
傍聴者の方は、御退席をお願いします。

(14:48終了)